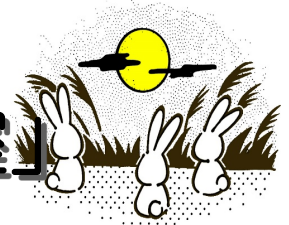


ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪

「リリーフ通信・記帳の教室」



基礎控除の改正について②

皆様こんにちは。前回の続きで令和2年分の申告から所得税の確定申告等に関する基礎控除の改正等について確認します。

前回令和2年分から基礎控除が48万円に改正されることを確認しました。その改正により「給与所得控除」の金額も次の通りに令和2年分から改正されます。

給与収入	基礎控除
162.5万円以下	55万円
162.5万円超から180万円以下	収入金額×40%-10万円
180万円超から360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超から660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超から850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

この改正により配偶者控除を受けるための要件も現行の配偶者の合計所得が38万円以下から48万円以下に引上げになります。(配偶者特別控除、扶養控除等も各10万円引上げになります。)

(例・給与収入が103万円の場合)(103万円-給与所得控除55万円=給与所得48万円となり、他に収入がなければ所得合計が48万円以下となり配偶者控除の適用を受けることが出来ます。(今までの給与収入103万円の壁に変更はありません。))

この変更により、事業所得のみの方は48万円の所得が出た場合でも配偶者控除の適用を受けることが出来き、かつ基礎控除が38万円から48万円に引き上げられたことで、10万円分の経費が出来たのと同じ形になります。事業活動をされている方にはうれしい改正となりました。

不明点等がございましたら、リリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

(株)リリーフ 記帳の教室事業部 担当：丸山豊正

〒462-0819 名古屋市北区平安2-4-68 井元ビル2F

TEL : 052-912-2180 FAX : 052-912-2182 携帯番号 : 090-6480-7933

PCmail : rilief@shimada.ne.jp 携帯mail : b27c4dfdfd7qtq@softbank.ne.jp

お名前 _____

住所 _____

電話 _____

メール _____

【相談内容】